

様式第17号
表紙(表面)

年 金 証 書
厚 生 勞 働 省

表紙(内面)

労働者災害補償保険 年金証書				
管轄局署	年金証書の番号	枝番号	被災労働者の 生 年 月 日	再発行番号
			年 月 日	
受給権者の氏名			
受給権者の生年月日	年 月 日			
年金たる保険給付の種類				
支給事由が生じた年月日	年 月 日			
労働者災害補償保険法によって上記の保険給付を行うことに決定したことを証します。				
年 月 日				
労働基準監督署長				

裏表紙(内面)

(注意)

1 年金証書の提示又は提出

- (1) 郵便貯金銀行の支店等又は郵便局において年金の支払を受けようとするときは、窓口を支払通知書を提出するとともにこの証書を提示してください。
- (2) 年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から年金証書の提示又は提出を命ぜられたときは、その労働基準監督署長にこの証書を提示又は提出してください。
- (3) 病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者(以下「指定病院等」という。)において傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金又は傷病年金の受給権者がその傷病に係る療養の給付を受けようとするときは、その指定病院等にこの証書を提示してください。また、その療養の給付を受ける指定病院等を変更しようとするときは、その旨の届書を変更先の指定病院等を経由して提出するとともに、この証書をその指定病院等に提示してください。

裏表紙(表面)

2 年金証書の再交付

この証書を亡失し若しくは著しく損傷し、又は受給権者の氏名に変更があつたときは、年金証書の再交付を年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に請求してください。

なお、年金証書の再交付を請求するとき(亡失の場合を除く。)は、既に交付を受けている年金証書を廃棄してください。

3 年金証書の廃棄

- (1) 次の場合には、この証書を遅滞なく廃棄してください。
 - イ 年金を受ける権利が消滅したとき
 - ロ その他年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から廃棄を命ぜられたとき
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、発見した年金証書を遅滞なく廃棄してください。